

全タク連発第54号
令和7年7月31日

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋一朗

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援、社内安全教育の実施に対する支援及び健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援）の実施について

標記補助金について、今般、国土交通省物流・自動車局安全政策課長より別紙のとおり周知依頼がありましたので、了知されるとともに、傘下会員に対し、周知方お願いいたします。

本年度も補助金の申請先はTOPPAN株式会社となっております。

また、本年度より、「健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援」が新設され、睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査、脳MRI健診、視野障害検査等に係る経費が補助対象となっております。

健康起因事故につながる脳・心臓疾患による死亡率は50歳以上の年齢層では加齢とともに高まっているほか、高齢者においては緑内障等の視野障害の発症率も高いことから、高齢者については、本補助金を活用し、積極的に脳MRI健診や視野障害検査等の受診を実施していただくことをご検討ください。

なお、申請受付期間内でも予算額に達すれば受付が締め切られますので、導入を検討している事業者には早めの申請をご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

記

（1）申請受付期間

令和7年7月31日（木）～令和8年1月30日（金）

※「健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援」は開始日が8月29日（金）となりますのでご注意ください。

(2) 申請・問い合わせ先

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局（TOPPAN株式会社）

TEL：03-4333-4346

申請ポータルサイト：

<https://hogo-zoushin.jp/>

※申請方法、申請書類等は上記サイトにてご確認ください。

(3) 参考

国土交通省ホームページ

- ・運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育・健康起因事故防止に対する支援

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi2.html>

国自安第61号の2
令和7年7月30日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局安全政策課長
(公印省略)

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援、社内安全教育の実施に対する支援及び健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援））の実施について

標記について、各地方運輸局及び沖縄総合事務局に対して別紙のとおり通知しましたので、貴会会員各位にその旨周知されるようよろしくお取りはからい願います。

国自安第61号
令和7年7月30日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援、社内安全教育の実施に対する支援及び健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援））の実施について

標記について、下記のとおり実施することとしたので通知するとともに、令和7年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金について関係事業者より問い合わせがあった場合は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（各運輸支局を含む。以下、「各運輸局等」という。）の窓口等において適切に案内願いたい。

記

1. 補助金執行団体

TOPPAN 株式会社

*公募により国土交通省において補助金執行団体を採択した。

*補助金執行団体は、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱、実施要領に基づき、国土交通省（各運輸局等を含む）に代わって、交付規程及び公募要領の作成、申請等の受付、申請等書類の審査、補助金の交付決定、額の確定、その他当該事業の実施にあたって必要な一連の業務を実施するものとする。

2. 補助金交付業務等の実施

令和7年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金の交付申請兼実績報告の受付等については、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱、実施要領並びに補助金執行団体の定める交付規程及び公募要領に基づき実施する。